令和８年度
（2026年度）

介護保険サービス利用のてびき

高齢者施策ガイド付

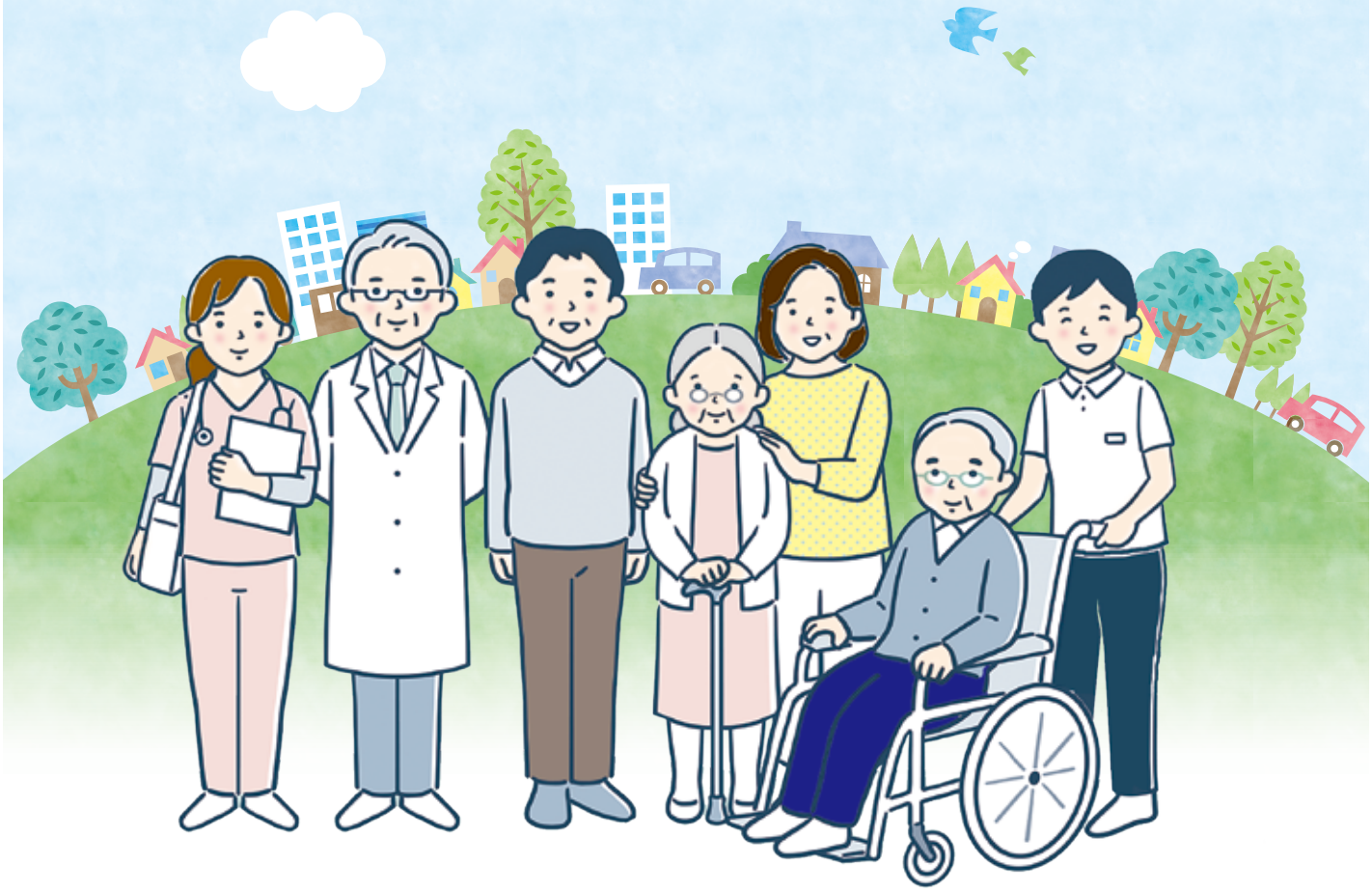

itami
伊丹市

介護保険課，地域・高年福祉課

目次

介護保険のしくみに関すること

介護保険のしくみ……1
介護保険サービスを利用するには……2
介護保険サービスの利用の流れ……4
介護保険で利用できるサービス……6

介護保険サービスと利用料に関すること

介護保険サービスの利用料……8
利用料の軽減制度……10
介護給付の種類と費用の一例……14
予防給付の種類と費用の一例……24
その他の介護保険サービス……28
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）……30

高齢者施策ガイド

在宅生活の支援（伊丹市独自施策）……34
家族介護の支援……36
《～認知症について知る～》……38
その他のサービス（インフォーマル・サポート）……39
《介護人材の確保に向けた取り組み》……41
介護保険施設以外の居住施設など……42
高齢者の相談窓口……45

正しい介護サービスの利用を心がけましょう

介護保険のしくみ

介護保険制度は、私たちの住む伊丹市が保険者となって運営します。40 歳以上の国民が納める保険料と税金で運営され、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部（利用者の負担割合により１割～３割）をサービス事業者に支払って、サービスを利用する仕組みです。

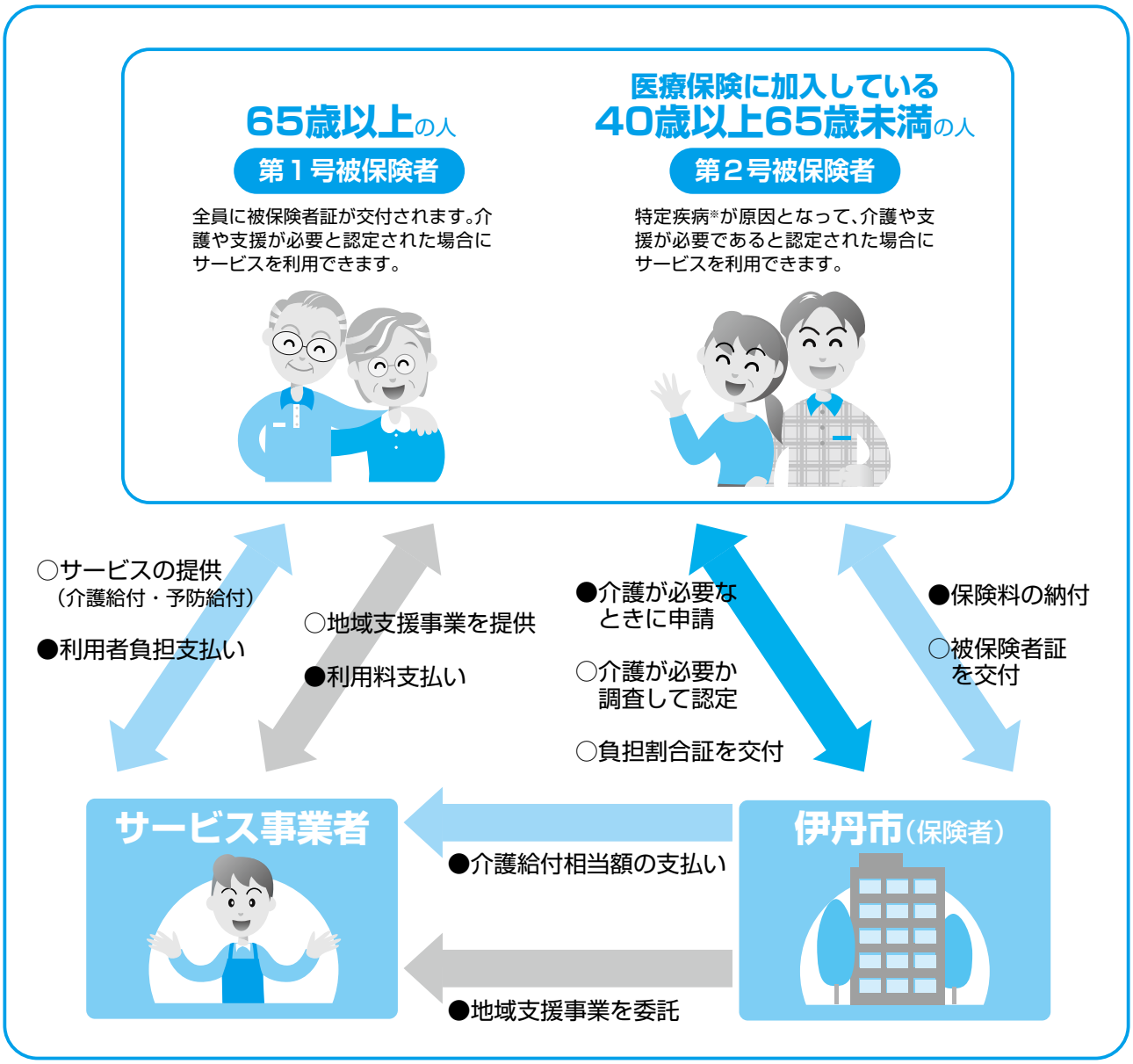

※ 特定疾病とは以下の 16 疾病です。

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症（ウエルナー症候群）、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん

※がんは医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態（概ね余命が６ヵ月間程度）に至ったと判断したものに限られています。

介護保険サービスを利用するには

●要介護認定の流れ

介護保険サービスの利用には、要介護認定申請が必要です。

伊丹市に申請すると、原則として 30 日以内に認定結果が通知されます。
要支援・要介護度により、利用できるサービスの種類や総額が異なります。

申　請

本人の他、家族、ケアマネジャーや介護保険施設などによる代行申請も可能。

要介護認定申請に必要なもの

□介護保険の被保険者証
□個人番号の確認資料(※)
□医療保険の資格確認書等
□かかりつけの病院名と主治医氏名がわかるもの

（代行申請の必要物はお問合せください）

※個人番号確認書類
個人番号カード又は個人番号通知カード（個人番号通知カードの場合、身元確認のため公的機関発行の顔写真付証明書（運転免許証等）および印鑑も必要）

伊丹市役所　介護保険課

1 階

訪問調査

伊丹市（市から委託を受けた事業所を含む）の調査員が自宅などを訪問し、本人と家族に心身の状態を調査

主治医意見書

申請書に記載の主治医に意見を求めます
（伊丹市から直接主治医へ依頼）

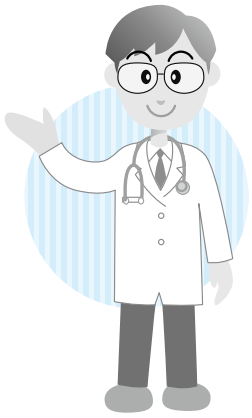

特記事項

コンピューターによる一次判定

更　新

認定有効期限は３ヵ月～48ヵ月です。
引き続きサービスを利用される場合は有効期限満了前に更新または変更の申請をしてください。

今後も同じ程度の要介護状態が見込まれる。
→ **更新の申請**

心身の状態に変化があった。
→ **認定の変更の申請**
（要支援１・２の場合は新規の申請）

●要支援認定を受けている人で、介護予防・生活支援サービス事業（⇒P.30）のみを利用している場合は、更新申請を行わずに「基本チェックリスト」を実施することで引き続きサービスを利用できる場合があります。

※現在サービスを利用していない場合や、利用する予定のない場合などは、更新する必要はありません。

二次判定

介　護
認定審査会

医療・保健・福祉に関する学識経験者で構成

要支援・要介護度を判定

通知

- 要介護５
- 要介護４
- 要介護３
- 要介護２
- 要介護１
- 要支援２
- 要支援１
- 非該当

介護給付

●居宅サービス
訪問介護
通所介護など

●施設サービス
老人福祉施設
老人保健施設など

●地域密着型サービス
認知症対応型
共同生活介護
小規模多機能型
居宅介護など

予防給付

●介護予防サービス
●地域密着型介護予防サービス
など

地域支援事業

（介護予防・日常生活支援総合事業）

●介護予防・生活支援サービス事業
●一般介護予防事業

※非該当の人の利用には要件があります。
【利用の流れ詳細⇒P.30】

一人ひとりに合わせたケアプランを作成します

要介護認定を受けた後は？　次のページへ

介護保険サービスの利用の流れ

介護保険サービスは、一人ひとりの心身の状態に合わせたケアプランにもとづき利用します。

軽度

要支援・要介護になるおそれのある人（事業対象者※）

要支援１・２
比較的軽度な認定者

※要介護認定非該当の人のうち、基本チェックリスト*1で生活機能の低下が見られた人など

＊１「基本チェックリスト」は、生活機能低下の有無を確認するためのチェックリストです。

相談契約

地域包括支援センター（または居宅介護支援事業所*2）

ケアマネジャー等が状態の把握（在宅での面接）

サービス担当者等との話し合い

ケアプランの作成

地域支援事業
介護予防・生活支援サービス事業を利用

P.30へ

要支援・要介護状態になることを予防

介護予防サービス
地域密着型介護予防サービスを利用

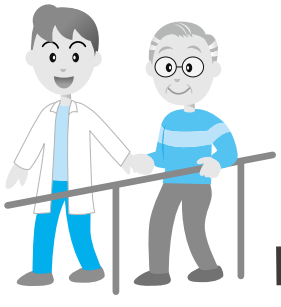

P.24へ

現状の維持・改善、重度化を防止

・「介護予防・生活支援サービス事業」には平成28年度まで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスが含まれます。

＊2　利用するサービスにより異なります。

要介護１～５
中･重度の認定者

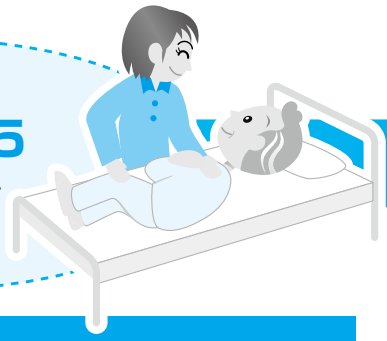

重度

自宅等に住みながらサービスを利用したい

居宅介護支援事業所(※)

契約

※（看護）小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、施設のケアマネジャーが直接担当します

ケアマネジャーが状態の把握
（在宅での面接）

サービス担当者等との話し合い

ケアプランの作成

居宅サービス
地域密着型サービスを利用

P.14へ

現状の維持・改善、重度化を防止

施設に入所したい

介護保険施設等と契約

希望する施設を選び、直接契約します

ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが利用者に適した施設サービス計画を作成します。

施設サービス
地域密着型サービス
（施設居住系）を利用

P.22へ

現状の維持・改善、重度化を防止

介護保険で利用できるサービス

●自宅に住みながら利用する

		要介護１～５の人	要支援１・２の人
訪問を受けて利用する	ホームヘルパーによる訪問 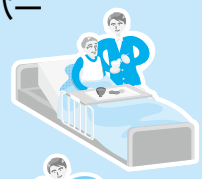	訪問介護 ホームヘルパーによる入浴や食事などの介助 夜間対応型訪問介護 夜間の時間帯に訪問介護を提供	地域支援事業 従前相当訪問型サービス(★) 基準緩和訪問型サービス(★)
	入浴チームの訪問	訪問入浴介護 簡易な浴槽などを備えた入浴車での入浴介護	介護予防訪問入浴介護 簡易な浴槽などを備えた入浴車での入浴介護
	看護師などの訪問	訪問看護 看護師などによる療養上の世話や診療の補助	介護予防訪問看護 看護師などによる療養上の世話や診療の補助
	リハビリ専門職の訪問 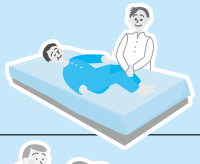	訪問リハビリ 理学療法士などが医師の指示で行うリハビリ	介護予防訪問リハビリ 自宅でできる生活行為を向上させるためのリハビリ
	医師などによる指導	居宅療養管理指導 医師・歯科医師・薬剤師などによる指導	介護予防居宅療養管理指導 生活機能を向上させるための医学的管理指導
通所して利用する	デイサービス	通所介護 地域密着型通所介護（利用定員18人以下） 施設に通所しながらの食事や入浴・日常動作訓練など	地域支援事業 従前相当通所型サービス(★) 基準緩和通所型サービス(★)
	デイケア（介護老人保健施設など） 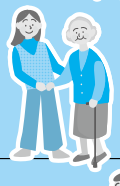	通所リハビリ 施設に通所しながらの食事や入浴・リハビリなど	介護予防通所リハビリ 生活行為向上の支援に加え、リハビリを行うほか、目標に合わせた運動器の機能向上など
	認知症高齢者のデイサービス	認知症対応型通所介護 （認知症の症状がある人が対象） 施設に通所しながらの食事や入浴・日常動作訓練など	介護予防認知症対応型通所介護 （認知症の症状がある人が対象） 施設に通所しながらの食事や入浴・日常動作訓練など
	ショートステイ 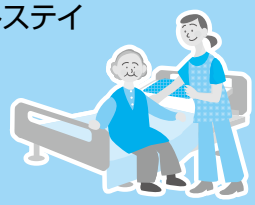	短期入所生活介護・ 短期入所療養介護 短期間施設に滞在しながらの介護や訓練	介護予防短期入所生活介護・ 介護予防短期入所療養介護 家族の病気など在宅でのサービス利用が困難な時に、施設に滞在しながら生活行為の維持・向上に向けた支援

(★)印のサービスは[地域支援事業]介護予防・生活支援サービス事業です。対象者は①および②の人です。
①「要支援１・２」の認定を受けた人。
②「サービス事業対象者」：基本チェックリスト*で生活機能の低下が見られ、サービスの利用が必要と判定された人。 【利用の流れ詳細⇒P.30】

*「基本チェックリスト」は、生活機能低下の有無を確認するためのチェックリストです。

		要介護１～５の人	要支援１・２の人
日常生活の自立を助ける	車いす、特殊寝台などの貸与	福祉用具貸与 自立を助けるための福祉用具の貸与	介護予防福祉用具貸与 福祉用具のうち介護予防に資するものを貸与
	腰かけ便座などの販売 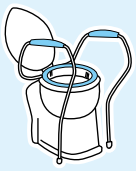	特定福祉用具購入費支給 入浴・排泄などに使用する福祉用具の販売（指定事業者のみが対象）	特定介護予防福祉用具購入費支給 介護予防に資する入浴・排泄などに使用する福祉用具の販売（指定事業者のみが対象）
	手すりの取付や段差解消	住宅改修費支給 手すりの取付けなどの住宅改修	介護予防住宅改修費支給 介護予防に資する手すりの取付けなどの住宅改修
その他		小規模多機能型居宅介護 「通い」を中心としつつ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて在宅生活の継続を支援 看護小規模多機能型居宅介護 「小規模多機能型居宅介護」に「訪問看護」を組み合わせて提供 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供（定期巡回と随時の対応）	介護予防小規模多機能型居宅介護 「通い」を中心としつつ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて在宅生活の継続を支援

●施設に居住して利用する

		要介護１～５の人が対象
介護保険施設を利用する		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入所して生活全般の介護が受けられる施設（原則、要介護3以上の人が対象）
		介護老人保健施設 症状が安定期に入り、介護リハビリを必要とする人が在宅復帰できるようにリハビリを中心としたケアを行う施設
		介護医療院 急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設

		要介護１～５の人	要支援１・２の人
その他の施設を利用する	グループホーム	認知症対応型共同生活介護 認知症の高齢者が共同生活を送りながら支援や介護を受ける	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症の高齢者が共同生活を送りながら生活機能の向上にも配慮した支援や介護を受ける（要支援2の人が対象）
	小規模特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設のうち、29人以下の小規模な施設で、入浴・排泄・食事等の介護やその他の世話を受ける	
	有料老人ホームなど	特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等に入居して、食事や入浴などの介護を受ける	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等に入居して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受ける

介護保険サービスの利用料

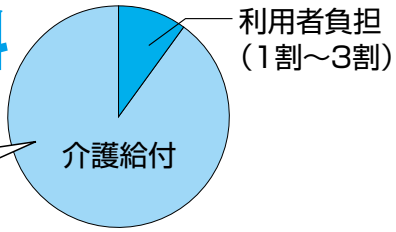

かかった費用の **1割～3割**（利用者の負担割合による）*P.9
を利用者が負担します。残りの費用は介護保険から給付されます。

利用できる額には上限があります。

利用できる介護保険サービスの額には、1ヵ月あたりの上限額（支給限度額）が定められています。上限額を超えた分は保険適用外として、全額が自費になります。

要介護状態区分ごとの支給限度額（単位／月）

状　態	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
支給限度額	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217

※地域支援事業の「介護予防・生活支援サービス事業」（P.31）を利用する際のサービス事業対象者の支給限度額は原則5,032 単位です。ただし、利用者の状況によって、10,531 単位に変更することが可能です。

●介護保険サービスを利用する際の費用負担

＜利用者負担のおおよその出し方＞

1ヵ月に利用したサービス単位数 × 1単位あたりの金額 10円～10.7円 ※サービスの種類により1単位あたりの金額は異なります。 × 利用者負担割合*P.9（1割～3割）

各介護保険サービスについては、標準的な費用が定められており、上記の式によりおおよその利用者負担額が計算できます。また、その他にも費用が発生する場合があり、自己負担額はこれらを合わせた額となります。

上記の他、自己負担となる費用があります

◆自宅に住みながら利用するサービスの利用料

●短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）などの食費と滞在費　他

（短期入所生活介護／短期入所療養介護を利用したときの自己負担額）

サービス費用の利用者負担 ＋ 食　費 ＋ 滞在費 ＋ 日常生活費

●通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）・認知症対応型通所介護などの食費　他

（通所介護を利用したときの自己負担額）

サービス費用の利用者負担 ＋ 食　費 ＋ 日常生活費

◆施設に居住して利用するサービスの利用料

介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設）や地域密着型老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）、グループホーム、有料老人ホーム等に居住する場合、介護サービスの費用の利用者負担に加え、食費、居住費、日常生活費を自己負担します。

（自己負担額）

サービス費用の利用者負担 ＋ 食　費 ＋ 居住費 ＋ 日常生活費

※グループホームや有料老人ホーム等を利用する場合、施設により入居時に敷金等の費用が必要なことがありますので、各施設にお問合せください。

所得の低い人を対象とした、食費・居住費（滞在費）の負担軽減制度があります。 ➡ P.10

●介護保険サービスの利用者負担割合について

介護保険サービスを利用する際の利用者負担割合は、所得に応じて１割から３割となります。

介護保険サービス利用時は、介護保険負担割合証をご提示ください！

『介護保険負担割合証』は、本人の利用者負担割合を示す証明書です。
介護保険サービスを利用する際は、介護保険被保険者証と共にご提示ください。

「介護保険負担割合証」が送付される時期

・新しく要介護認定を申請する人…申請後、随時
・既に要介護認定を受けている人…毎年７月（更新送付）

利用者負担の判定の流れ

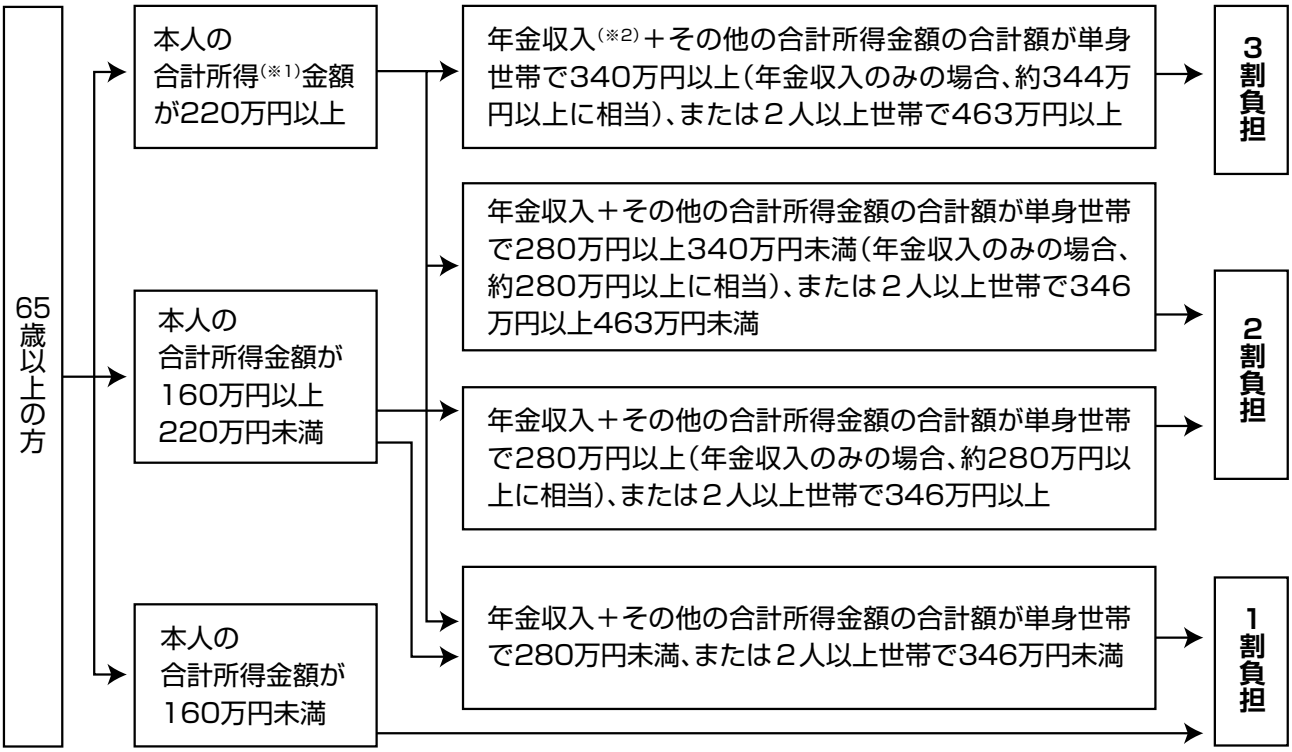

・第２号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず１割負担となります。
・租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用を受ける場合、合計所得金額から特別控除の合計額（上限5,000万円）を控除して得た額で判定します。

（※１）所得とは、本人の給与収入、年金収入や事業収入等から給与所得控除、年金所得控除や必要経費を控除した額の合計を指します（地方税法第292条第１号第13号）。また、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、所得より10万円を控除した額で算定します。
（※2）この計算に用いられる年金収入は、課税年金収入（老齢基礎年金、老齢厚生年金等）を指し、非課税年金（障害年金、遺族年金）は含みません。

●介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担

地域支援事業の「介護予防・生活支援サービス事業」（P.31）を利用する際のサービス事業対象者の利用者負担は上記と同じ決定方法により１割から３割となります。

利用料の軽減制度

所得の低い人や、利用者負担が一定額を超える人などには、次のとおり利用料が軽減される制度があります。なお、制度を受けるには介護保険課に申請が必要です。また、認定された場合、申請日の属する月の初日から軽減の対象となります。

●特定入所者介護サービス費の支給

所得の低い人を対象とした、食費・居住費（滞在費）の利用料の負担限度額軽減制度

所得の低い人に対して、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が定められており、これを超える分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給されます。

対象となるサービス　以下のサービス利用の場合の食費・居住費（滞在費）が対象です

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
■介護老人保健施設
■介護医療院
■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
■（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）
■（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）

食費・居住費（滞在費）の自己負担限度額（１日あたり）

【令和８年７月まで】

利用者負担段階	食　費	居住費（滞在費）			
		ユニット型個　室	ユニット型個室的多床室	従来型個　室	多床室
市民税非課税世帯で年金収入*とその他の合計所得金額の合計が120万円越（第３段階②）	1,360円 [1,300円]	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
市民税非課税世帯で年金収入*とその他の合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下（第３段階①）	650円 [1,000円]	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
市民税非課税世帯で年金収入*とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下（第２段階）	390 円 [600 円]	880円	550円	550円 (480円)	430円
(1)市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者 (2)生活保護の受給者（第１段階）	300 円 [300 円]	880円	550円	550円 (380円)	0円

【令和８年８月より】

利用者負担段階	食　費	居住費（滞在費）				
		ユニット型個　室	ユニット型個室的多床室	従来型個　室	多床室	多床室 老健・医療院で室料を徴収しない場合
市民税非課税世帯で年金収入*とその他の合計所得金額の合計が120万円越（第３段階②）	1,420円 [1,360円]	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円	430円
市民税非課税世帯で年金収入*とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円超120万円以下（第３段階①）	680円 [1,030円]	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	430円
市民税非課税世帯で年金収入*とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下（第２段階）	390 円 [600 円]	880円	550円	550円 (480円)	430円	430円
(1)市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者 (2)生活保護の受給者（第１段階）	300 円 [300 円]	880円	550円	550円 (380円)	0円	0円

・（　　）内の金額は介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合です。
・［　　］内の金額はショートステイを利用した場合です。
・第４段階（市民税課税世帯もしくは次の要件を満たさない場合）の人は原則制度の対象になりません。ただし、介護保険施設及び地域密着型老人福祉施設に入所している人で一定の要件に該当する場合には、例外的に制度の対象となる場合があります。詳しくは介護保険課にお問い合わせください。
＊この計算に用いられる年金収入には、遺族年金・障害年金等の非課税年金を含みます。

食費・居住費（滞在費）の自己負担限度額にかかる利用者負担段階は、下記の要件を含めて判定されます。

■対象となる配偶者

世帯の市民税課税状況等には、住民票上別世帯となっている配偶者（事実婚含む）の状況を含んで判定します。ただし、被保険者がDV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合等は配偶者の課税状況等は対象外になります。

■預貯金等

本人および配偶者の預貯金等を含めて判定します。

	利用者負担段階	預貯金額（夫婦の場合）
1号被保険者 （65歳以上の人）	第３段階②	500万円（1,500万円）以下
	第３段階①	550万円（1,550万円）以下
	第２段階	650万円（1,650万円）以下
	第１段階	1,000万円（2,000万円）以下
2号被保険者 （40歳～64歳の人）	第３段階①，② 第２段階	1,000万円（2,000万円）以下

●社会福祉法人等による利用者負担の軽減

所得の低い人や、特に生計が困難な方に対して社会福祉法人等により提供される介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。

この軽減は、低所得で生活困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。

対象者（次の条件全てにあてはまる人）

① 世帯全員が市民税非課税
② 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること
③ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること
④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと　⑥ 介護保険料を滞納していないこと
①～⑥の条件全てを満たす人のうち、その人の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市が認定した人

※負担限度額軽減制度対象外の人は、同制度対象のサービス（P.10参照）に係る食費・居住費（滞在費）に関し、本制度においても、軽減を受けられません。
※生活保護受給者への軽減は別途お問合せください。

軽減対象・軽減割合

利用者負担、食費・居住費（滞在費）の各１／４（老齢福祉年金受給者の方は、利用者負担、食費・居住費（滞在費）の各１／２）　※生活保護受給者への軽減割合については、別途お問合せください。

対象となるサービス

減額の対象となるサービスには次のようなものがありますが、サービスを提供する事業所によって、減額の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

対象となるサービス及び軽減対象費用

対象サービス	軽減対象		
	利用者負担	食費	居住費（滞在費）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）(※) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (※)	○	○	○
（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）(※)	○	○	○
通所介護　地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 従前相当通所型サービス	○	○	－
訪問介護　夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従前相当訪問型サービス	○	－	－
（介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	○	○	○

（※）負担限度額軽減対象の方が対象となります。

●利用者負担額の軽減・免除（災害による損害を受けた場合、収入が著しく減少した場合）

災害や失業などにより、生活が大変苦しく、利用料の支払が困難になった場合、利用料が減免されることがあります。支払が困難となった場合は介護保険課にご相談ください。

●高額介護サービス費の支給

同じ月に利用したサービスにおいて、利用者負担の合計額（同一世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額）が高額となり、一定額を超えた場合は、対象者へ介護保険課からお知らせと申請書が送付されますので、申請により超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。

ただし、サービス利用にかかる食費・居住費（滞在費）・その他日常生活費など介護保険サービス以外の費用、住宅改修費・福祉用具購入費、支給限度額を超えた自費などは、高額介護サービス費の算定対象には含まれません。

利用者負担の上限額（月額）

所得段階	所得区分 （利用者負担段階区分）	利用者負担の上限額 （月額）
第４段階	市民税課税世帯（課税所得が690万円以上の第１号被保険者がいる世帯）	140,100 円（世帯）
	市民税課税世帯（課税所得が380万円以上690万円未満の第１号被保険者がいる世帯）	93,000 円（世帯）
	市民税課税世帯（上記以外の世帯）	44,400 円（世帯）
第３段階	市民税非課税世帯（課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万９千円(※)超）	24,600 円（世帯）
第２段階	市民税非課税世帯（課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万９千円(※)以下）	15,000 円（個人） 24, 600 円（世帯）
第１段階	生活保護受給者	15,000 円（個人）
	市民税非課税世帯（老齢福祉年金受給者）	15,000 円（個人） 24, 600 円（世帯）

（※）課税年金収入とその他の合計所得金額の合計について、「80万９千円」が「82万6,500円」に変更になります。（令和８年8月より）

●高額介護予防サービス費相当事業

介護予防･日常生活支援総合事業（⇒P.30）においては、上記の高額介護サービス費支給額を控除した上で、なお残る自己負担額と、同事業での自己負担額を合算し利用者負担の合計額が一定を超えた場合には、超えた額を支給します。

●高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険両方のサービスを利用している世帯の自己負担の合計額が高額になった場合には、その負担が軽減されます。

支給額の計算方法

医療保険上での世帯における、1年間に支払った医療と介護の年間の自己負担合計額が一定限度額を超えているときには、申請によりその超えた分が支給されます。

ただし、サービス利用料にかかる食費・居住費（滞在費）や住宅改修費・福祉用具購入費や、介護予防・生活支援サービス事業費、支給限度額を超えた自費などは自己負担合計額に含まれません。

※計算期間（年間の自己負担額を合算する期間）は8月1日から翌年7月31日の12カ月です。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

※表中の所得区分は、加入している医療保険上の所得区分となります。

70歳未満の人の世帯

	総所得金額等(※2)	自己負担限度額（年額）
上位所得者（※1）	901万円超	212万円
	600万円超 901万円以下	141万円
一般	210万円超 600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

（※1）国保税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯に属する人。

（※2）世帯に属するすべての国保被保険者の総所得金額等を合算した金額。「総所得金額等」＝総所得金額－基礎控除

70歳以上の人の世帯

所得区分		自己負担限度額（年額）
現役並みⅢ 課税所得690万円以上		212万円
現役並みⅡ 課税所得380万円以上		141万円
現役並みⅠ 課税所得145万円以上		67万円
一般		56万円
低所得者	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円(※3)

（※3）介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

Q. 本制度の申請方法について教えてください。

A. 伊丹市では、7月31日時点で伊丹市国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療制度に加入しており、支給対象となる見込みの世帯に、お知らせと申請書をお送りしています。ただし、計算期間中に、加入している医療保険や介護保険に変更があったときには、お知らせができない場合があります。手続きは加入している医療保険が窓口になりますので、詳しくはご自分の医療保険者にお問い合わせください。

要介護１~５の人が対象

介護給付の種類と費用の一例

ここに掲載したものは一例です。実際には、サービスの種類・施設の種類・利用時間などによって費用は異なります。以下の表はめやすとしてご参照ください。

●自宅に訪問してもらう

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。

費用のめやす（地域別単価　10.7円／単位）

＜1回＞		サービス費用（10割）	単　位	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
身体介護	20分未満	1,744円	163	175円	349円	524円
	20分以上30分未満	2,610円	244	261円	522円	783円
	30分以上1時間未満	4,140円	387	414円	828円	1,242円
	1時間以上1時間30分未満	6,066円	567	607円	1,214円	1,820円
	以降、30分延長ごと	877円	82	88円	176円	264円
生活援助	20分以上45分未満	1,915円	179	192円	383円	575円
	45分以上	2,354円	220	236円	471円	707円

訪問介護（ホームヘルプサービス）で「できること」「できないこと」

できる

このようなサービスが利用できます

身体介護

食事、入浴、排泄などの生活動作ができず、身体介助を必要とする場合には、世帯や家族の状況にかかわらず利用できます。

排泄介助

身体の整容・起床介助

食事介助

服薬介助

入浴介助・清拭

着替えや就寝介助・体位交換

移乗・移動介助

通院・買物介助

サービス利用には諸条件があります。また、一部実費負担となるものがあります。

乗車・降車の介助

通院などの際の乗車・降車の介助、および乗車前・降車後の屋内外での移動の介助や受診などの手続を行ないます。乗車中や院内の待ち時間の対応は含みません。(運賃の実費は全額利用者負担です。)

生活援助

生活援助は、掃除や洗濯、食事の準備などを行なうサービスです。同居家族がいる場合は、原則として生活援助を利用することはできません。(なお、同居家族が障害や疾病、その他やむを得ない事情により家事を行なうことが困難で利用者の日常生活に支障がある場合に生活援助を利用することができます。)

掃　除

調　理

洗　濯

買い物代行・薬の受け取り

ベッドメイク・衣類の整理

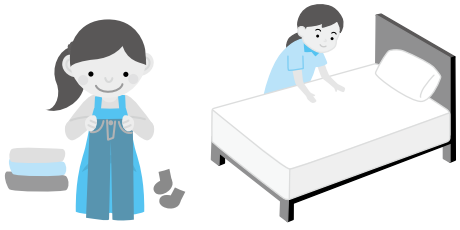

介護保険は40歳以上の人が納める介護保険料と税金によって運営されているため、介護保険サービスの対象になるものには一定のルールが設けられています。
ホームヘルパーに対応できることも、介護保険制度によって決められています。ホームヘルパーは介護の専門職であって、「家事のすべて」を頼むことができるわけではありません。

できない

このようなサービスは利用できません

利用者以外のための家事

主として利用者本人が使用する居室等以外の掃除

利用者本人以外の者のための洗濯・調理・買い物など

利用者本人が留守の場合の援助（利用）はできません

日常的に行われる家事の範囲を越えること

大掃除、窓のガラス磨き・床のワックスがけ

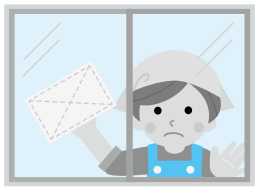

草むしり・水やり・植木の剪定

特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）

家具・電気器具等の移動・修繕、模様替え

来客の応接（食事・お茶の手配など）

その他、以下のような場合も介護保険の対象となりません

話し相手のみ・留守番

日常生活に必要な物以外・嗜好品（酒・煙草等）の買い物

ペットに関すること

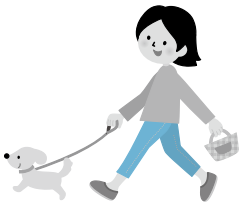

医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。
本人や家族ができる行為でもホームヘルパーは基本的にはできません。
但し、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められています。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談してください。

訪問入浴介護

介護職員と看護師が簡易な浴槽などを備えた入浴車で居宅を訪問し、入浴介護が利用できます。

費用のめやす（地域別単価　10.7 円／単位）

＜1 回＞	サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
	13,546 円	1,266	1,355 円	2,710 円	4,064 円

訪問看護

疾患などを抱えている人で通院が困難な場合に、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

費用のめやす（地域別単価　10.7 円／単位）

＜1 回＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
訪問看護ステーションから	20分未満	3,359 円	314	336 円	672 円	1,008 円
	30分未満	5,039 円	471	504 円	1,008 円	1,512 円
	30分以上60分未満	8,806 円	823	881 円	1,762 円	2,642 円
	1時間以上1時間30分未満	12,069 円	1,128	1,207 円	2,414 円	3,621 円
	理学療養士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の場合（1回あたり）	3,145 円	294	315 円	629 円	944 円

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が訪問してリハビリを行います。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜1 回＞	サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
	3,249 円	308	325 円	650 円	975 円

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

費用のめやす（地域別単価　10.0 円／単位）

＜1 回＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
医師が行う場合	（Ⅰ）（月 2 回を限度）	5,150 円	515	515 円	1,030 円	1,545 円
	（Ⅱ）（月 2 回を限度）	2,990 円	299	299 円	598 円	897 円
薬剤師が行う場合	病院又は診療所の薬剤師が行う場合（月2回を限度）	5,660 円	566	566 円	1,132 円	1,698 円
	薬局の薬剤師が行う場合（月4回を限度）	5,180 円	518	518 円	1,036 円	1,554 円

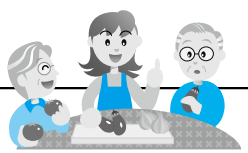

※医師が行う場合、当該医師が当該月に医療保険において「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り居宅療養管理指導費（Ⅱ）を算定する。

●施設に通う

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜1 回＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
通常規模型 所要時間 3時間以上 4時間未満 の場合	要介護 1	3,866 円	370	387 円	774 円	1,160 円
	要介護 2	4,420 円	423	442 円	884 円	1,326 円
	要介護 3	5,005 円	479	501 円	1,001 円	1,502 円
	要介護 4	5,569 円	533	557 円	1,114 円	1,671 円
	要介護 5	6,144 円	588	615 円	1,229 円	1,844 円
通常規模型 所要時間 8時間以上 9時間未満 の場合	要介護 1	6,991 円	669	700 円	1,399 円	2,098 円
	要介護 2	8,265 円	791	827 円	1,653 円	2,480 円
	要介護 3	9,561 円	915	957 円	1,913 円	2,869 円
	要介護 4	10,878 円	1,041	1,088 円	2,176 円	3,264 円
	要介護 5	12,205 円	1,168	1,221 円	2,441 円	3,662 円
加算メニュー	入浴介助加算 Ⅰ	+418 円	+40	+42 円	+84 円	+126 円
	入浴介助加算 Ⅱ	+574 円	+55	+58 円	+115 円	+173 円
	個別機能訓練加算 Ⅰ イ	+585 円	+56	+59 円	+117 円	+176 円
	個別機能訓練加算 Ⅰ ロ	+794 円	+76	+80 円	+159 円	+239 円
	個別機能訓練加算 Ⅱ	+209 円	+20	+21 円	+42 円	+63 円

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

地域密着型通所介護（小規模のデイサービス）

利用定員が 18 人以下の通所介護です。
※平成 28 年４月より、小規模な通所介護が地域密着型サービスに位置づけられました。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜1 回＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
通常規模型 所要時間 3時間以上 4時間未満 の場合	要介護 1	4,347 円	416	435 円	870 円	1,305 円
	要介護 2	4,995 円	478	500 円	999 円	1,499 円
	要介護 3	5,643 円	540	565 円	1,129 円	1,693 円
	要介護 4	6,270 円	600	627 円	1,254 円	1,881 円
	要介護 5	6,928 円	663	693 円	1,386 円	2,079 円
通常規模型 所要時間 8時間以上 9時間未満 の場合	要介護 1	8,182 円	783	819 円	1,637 円	2,455 円
	要介護 2	9,666 円	925	967 円	1,934 円	2,900 円
	要介護 3	11,202 円	1,072	1,121 円	2,241 円	3,361 円
	要介護 4	12,749 円	1,220	1,275 円	2,550 円	3,825 円
	要介護 5	14,264 円	1,365	1,427 円	2,853 円	4,280 円

※療養通所介護（難病や末期がんの要介護者を対象に医療機関と連携してサービスを提供）が平成18年４月に創設されました。
※送迎は費用に含まれます。
※食費・おむつ代・その他の日常生活費は保険給付の対象外となり、自己負担となります。費用については利用する施設にお問い合わせください。

●施設に通う

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

通所介護施設において、認知症のある人に、専門的な介護を提供します。

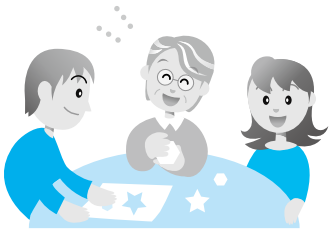

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
所要時間 8時間以上 9時間未満の場合 （単独型）	要介護 1	10,824 円	1,026	1,083 円	2,165 円	3,248 円
	要介護 2	11,995 円	1,137	1,200 円	2,399 円	3,599 円
	要介護 3	13,166 円	1,248	1,317 円	2,634 円	3,950 円
	要介護 4	14,369 円	1,362	1,437 円	2,874 円	4,311 円
	要介護 5	15,529 円	1,472	1,553 円	3,106 円	4,659 円

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで受けられます。

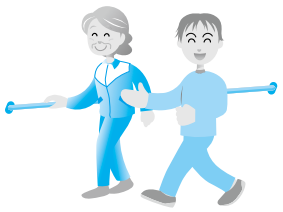

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜1 回＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
通常規模型 所要時間 7時間以上 8時間未満の場合 （介護老人 保健施設の場合）	要介護 1	8,039 円	762	804 円	1,608 円	2,412 円
	要介護 2	9,526 円	903	953 円	1,906 円	2,858 円
	要介護 3	11,035 円	1,046	1,104 円	2,207 円	3,311 円
	要介護 4	12,818 円	1,215	1,282 円	2,564 円	3,846 円
	要介護 5	14,548 円	1,379	1,455 円	2,910 円	4,365 円
加算メニュー	入浴介助加算Ⅰ	+422 円	+40	+43 円	+85 円	+127 円
	入浴介助加算Ⅱ	+633 円	+60	+64 円	+127 円	+190 円
	口腔機能向上加算Ⅰ	+1,582 円	+150	+159 円	+317 円	+475 円
	口腔機能向上加算Ⅱイ	+1,635 円	+155	+164 円	+327 円	+491 円
	口腔機能向上加算Ⅱロ	+1,688 円	+160	+169 円	+338 円	+507 円

※送迎は費用に含まれます。
※食費・おむつ代・その他の日常生活費は保険給付の対象外となり、自己負担となります。費用については利用する施設にお問い合わせください。

Q. 地域密着型サービスって何ですか？

A. 地域密着型サービスは、高齢者ができる限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにすることを目的として創設されたサービス体系です。今後増加が見込まれる、認知症高齢者や中・重度の要介護高齢者への対応を見据えた内容となっており、利用定員を少人数とすることなどにより、施設の小規模化が図られているのも特徴です。原則、伊丹市の地域密着型サービスの利用は、要介護認定を受けた伊丹市民に限られます。

●施設に短期間泊まる

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
併設型（特別養護老人ホーム等に併設されたもの）の多床室利用の場合	要介護 1	6,361 円	603	637 円	1,273 円	1,909 円
	要介護 2	7,089 円	672	709 円	1,418 円	2,127 円
	要介護 3	7,859 円	745	786 円	1,572 円	2,358 円
	要介護 4	8,598 円	815	860 円	1,720 円	2,580 円
	要介護 5	9,326 円	884	933 円	1,866 円	2,798 円

※食費・滞在費、その他の日常生活費は保険給付の対象外となり、自己負担となります。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、機能訓練などを行います。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
介護老人保健施設の多床室利用の場合	要介護 1	8,673 円	830	868 円	1,735 円	2,602 円
	要介護 2	9,196 円	880	920 円	1,840 円	2,759 円
	要介護 3	9,864 円	944	987 円	1,973 円	2,960 円
	要介護 4	10,418 円	997	1,042 円	2,084 円	3,126 円
	要介護 5	10,993 円	1,052	1,100 円	2,199 円	3,298 円

※食費・滞在費、その他の日常生活費は保険給付の対象外となり、自己負担となります。

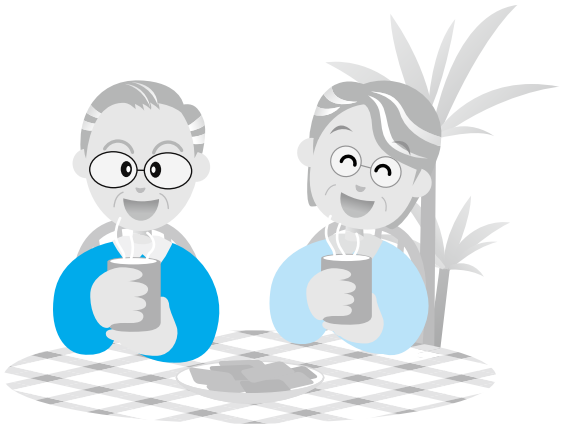

●その他の複合的なサービス

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

小規模多機能型居宅介護

心身の状態に合わせて「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜月額＞	サービス費用(10 割)	単　位	利用者負担(1 割)	利用者負担(2 割)	利用者負担(3 割)
要介護 1	110,331 円	10,458	11,034 円	22,067 円	33,100 円
要介護 2	162,153 円	15,370	16,216 円	32,431 円	48,646 円
要介護 3	235,887 円	22,359	23,589 円	47,178 円	70,767 円
要介護 4	260,342 円	24,677	26,035 円	52,069 円	78,103 円
要介護 5	287,054 円	27,209	28,706 円	57,411 円	86,117 円

このサービスを利用している間は一部を除き、他の居宅サービスを利用できません。
※訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・福祉用具貸与のみ併用できます。(支給限度額内)

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者を対象に、「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」サービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」と、「訪問看護」を組み合わせたサービスを提供します。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜月額＞	サービス費用(10 割)	単　位	利用者負担(1 割)	利用者負担(2 割)	利用者負担(3 割)
要介護 1	131,315 円	12,447	13,132 円	26,263 円	39,395 円
要介護 2	183,728 円	17,415	18,373 円	36,746 円	55,119 円
要介護 3	258,274 円	24,481	25,828 円	51,655 円	77,483 円
要介護 4	292,931 円	27,766	29,294 円	58,587 円	87,880 円
要介護 5	331,354 円	31,408	33,136 円	66,271 円	99,407 円

このサービスを利用している間は一部を除き、他の居宅サービスを利用できません。
※訪問リハビリ・居宅療養管理指導・福祉用具貸与のみ併用できます。(支給限度額内)

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたは密接に連携した形で提供します。定期巡回と随時の対応を行います。

費用のめやす（地域別単価　10.7 円／単位）

＜月額＞		サービス費用(10 割)	単　位	利用者負担(1 割)	利用者負担(2 割)	利用者負担(3 割)
一体型（1 つの事業所が訪問介護と訪問看護を一体的に提供する）で、訪問看護を行う場合	要介護 1	85,022 円	7,946	8,503 円	17,005 円	25,507 円
	要介護 2	132,819 円	12,413	13,282 円	26,564 円	39,846 円
	要介護 3	202,743 円	18,948	20,275 円	40,549 円	60,823 円
	要介護 4	249,930 円	23,358	24,993 円	49,986 円	74,979 円
	要介護 5	302,788 円	28,298	30,279 円	60,558 円	90,837 円

※サービス提供の形態は、1 つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

●施設に居住してサービスを受ける

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護が受けられます。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞	サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
要介護 1	5,663 円	542	567 円	1,133 円	1,699 円
要介護 2	6,364 円	609	637 円	1,273 円	1,910 円
要介護 3	7,095 円	679	710 円	1,419 円	2,129 円
要介護 4	7,774 円	744	778 円	1,555 円	2,333 円
要介護 5	8,495 円	813	850 円	1,699 円	2,549 円

※食費・おむつ代・その他の日常生活費は保険給付の対象外ですので、自己負担となります。

短期利用特定施設入居者生活介護　特定施設入居者生活介護を提供する有料老人ホームなどで、短期利用（ショートステイ）できる場合があります。

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症症状のある人が、少人数で介護職員による食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けながら共同生活を送ります。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞	サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
要介護 1	7,994 円	765	800 円	1,599 円	2,399 円
要介護 2	8,370 円	801	837 円	1,674 円	2,511 円
要介護 3	8,610 円	824	861 円	1,722 円	2,583 円
要介護 4	8,788 円	841	879 円	1,758 円	2,637 円
要介護 5	8,976 円	859	898 円	1,796 円	2,693 円

※居住費・食材料費・理美容代・おむつ代・その他の日常生活費は保険給付対象外となり、自己負担となります。
入居時に、民間の住居賃貸の「敷金」にあたる費用と毎月の「生活費」としての費用が介護保険一部負担金以外に必要です。
詳細は申し込む事業者に確認してください。

短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護　介護予防：認知症対応型共同生活介護を提供する施設で、短期利用（ショートステイ）できる場合があります。

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設とは、介護老人福祉施設のうち、定員 29 人以下の小規模なもので、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話・機能訓練・健康管理や療養上の世話を受けられます。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
ユニット型の場合	要介護 1	7,126 円	682	713 円	1,426 円	2,138 円
	要介護 2	7,868 円	753	787 円	1,574 円	2,361 円
	要介護 3	8,652 円	828	866 円	1,731 円	2,596 円
	要介護 4	9,415 円	901	942 円	1,883 円	2,825 円
	要介護 5	10,146 円	971	1,015 円	2,030 円	3,044 円

※原則、要介護3～5の人が対象となります。

●介護保険施設に入所する

食費・居住費については P.8 を参照してください。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。食事・入浴・排泄などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
多床室利用の場合	要介護 1	6,155 円	589	616 円	1,231 円	1,847 円
	要介護 2	6,886 円	659	689 円	1,378 円	2,066 円
	要介護 3	7,649 円	732	765 円	1,530 円	2,295 円
	要介護 4	8,380 円	802	838 円	1,676 円	2,514 円
	要介護 5	9,101 円	871	911 円	1,821 円	2,731 円

※原則、要介護3～5の人が対象となります。

介護老人保健施設

病気やケガなどの治療の後、病状が安定し、リハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
多床室利用の場合	要介護 1	8,286 円	793	829 円	1,658 円	2,486 円
	要介護 2	8,809 円	843	881 円	1,762 円	2,643 円
	要介護 3	9,488 円	908	949 円	1,898 円	2,847 円
	要介護 4	10,042 円	961	1,005 円	2,009 円	3,013 円
	要介護 5	10,575 円	1,012	1,058 円	2,115 円	3,173 円

介護医療院

日常的に医療管理が必要な重度の要介護者を対象として、長期療養のための医療と、日常生活の介護を一体的に提供します。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
看護職員：要介護者 1：6 介護職員：要介護者 1：4	要介護 1	8,704 円	833	871 円	1,741 円	2,612 円
	要介護 2	9,854 円	943	986 円	1,971 円	2,957 円
	要介護 3	12,351 円	1,182	1,236 円	2,471 円	3,706 円
	要介護 4	13,407 円	1,283	1,341 円	2,682 円	4,023 円
	要介護 5	14,368 円	1,375	1,437 円	2,874 円	4,311 円

■住所地特例制度について…市外の介護保険施設や有料老人ホームなどに、入所する時…

介護保険施設や有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅などの「介護保険住所地特例対象施設」に入居し、その施設の所在地に住民登録を移した場合は、引き続き、施設入居前の住所地の市町村（伊丹市）が実施する介護保険の被保険者になります。「住所地特例」といい、施設所在地の市町村に財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられたしくみです。

要支援１・２の人が対象 予防給付の種類と費用の一例

ここに掲載したものは一例です。実際には、サービスの種類・施設の種類・利用時間などによって費用は異なります。以下の表はめやすとしてご参照ください。

●自宅に訪問してもらう

【こちらもご参照ください⇒P.31】

地域支援事業 従前相当訪問型サービス

地域支援事業 基準緩和訪問型サービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合に、簡単な浴槽などを備えた入浴車での入浴介護を行います。

費用のめやす（地域別単価　10.7円／単位）

	サービス費用(10割)	単　位	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
＜1回＞	9,159円	856	916円	1,832円	2,748円

介護予防訪問看護

疾患など抱えている人で通院が困難な場合に、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

費用のめやす（地域別単価　10.7円／単位）

＜1回＞		サービス費用(10割)	単　位	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問看護ステーションから	20分未満	3,242円	303	325円	649円	973円
	30分未満	4,825円	451	483円	965円	1,448円
	30分以上1時間未満	8,495円	794	850円	1,699円	2,549円
	1時間以上1時間30分未満	11,663円	1,090	1,167円	2,333円	3,499円

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が訪問してリハビリを行います。

費用のめやす（地域別単価　10.55円／単位）

	サービス費用(10割)	単　位	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
＜1回＞	3,143円	298	315円	647円	970円

介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。

費用のめやす（地域別単価　10.0 円／単位）

＜1 回＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
医師が行う場合	（Ⅰ）（月２回を限度）	5,150 円	515	515 円	1,030 円	1,545 円
	（Ⅱ）（月２回を限度）	2,990 円	299	299 円	598 円	897 円
薬剤師が行う場合	病院又は診療所の薬剤師が行う場合（月２回を限度）	5,660 円	566	566 円	1,132 円	1,698 円
	薬局の薬剤師が行う場合（月４回を限度）	5,180 円	518	518 円	1,036 円	1,554 円

※医師が行う場合、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り居宅療養管理指導費（Ⅱ）を算定する。

●施設に通う

【こちらもご参照ください⇒P.31】

地域支援事業 **従前相当通所型サービス**

地域支援事業 **基準緩和通所型サービス**

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

通所介護施設において、認知症のある人に、専門的な介護を提供します。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
８時間以上９時間未満の場合（単独型）	要支援 1	9,368 円	888	937 円	1,874 円	2,811 円
	要支援 2	10,455 円	991	1,046 円	2,091 円	3,137 円

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行う「共通的サービス」のほか、その人の目標にあわせた「選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）」を提供します。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜月額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
共通的サービス ※１ヵ月あたりの単位数（定額制）	要支援 1	23,927 円	2,268	2,393 円	4,786 円	7,179 円
	要支援 2	44,605 円	4,228	4,461 円	8,921 円	13,382 円
加算メニュー	退院時共同指導加算	+6,330 円	+600	+633 円	+1,266 円	+1,899 円
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	+1,582 円	+150	+159 円	+317 円	+475 円
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	+1,688 円	+160	+169 円	+338 円	+507 円
	栄養改善加算	+2,110 円	+200	+211 円	+422 円	+633 円

●短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
併設型（特別養護老人ホーム等に併設されたものの多床室利用の場合）	要支援 1	4,758 円	451	476 円	952 円	1,428 円
	要支援 2	5,918 円	561	592 円	1,184 円	1,776 円

※食費・滞在費、その他の日常生活費は保険給付の対象外となり、自己負担となります。

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療機関等に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
介護老人保健施設の多床室利用の場合	要支援 1	6,405 円	613	641 円	1,281 円	1,922 円
	要支援 2	8,088 円	774	809 円	1,618 円	2,427 円

※食費・滞在費、その他の日常生活費は保険給付の対象外となり、自己負担となります。

※所得の低い人が上記のサービスを利用する場合に、食費・滞在費について自己負担額を減額する制度があります。くわしくはP.10 を参照してください。

●その他の複合的なサービス

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状態に合わせて「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

費用のめやす（地域別単価　10.55 円／単位）

＜月額＞	サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
要支援 1	36,397 円	3,450	3,640 円	7,280 円	10,920 円
要支援 2	73,554 円	6,972	7,356 円	14,711 円	22,067 円

このサービスを利用している間は一部を除き、他の居宅サービスを利用できません。
※訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・福祉用具貸与のみ併用できます。（支給限度額内）

●施設に居住してサービスを受ける

介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞	サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
要支援 1	1,912 円	183	192 円	383 円	574 円
要支援 2	3,270 円	313	327 円	654 円	981 円

※入居時に、民間の住居賃貸の「敷金」にあたる費用と、毎月の「生活費」としての費用が介護保険一部負担金以外に必要です。（詳細は事業者に確認してください。）

地域密着型サービス　原則、サービス利用は伊丹市民に限られます。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　要支援２の人

認知症症状のある人が、少人数で介護職員による食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けながら共同生活を送ります。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜日額＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
2 ユニットの場合	要支援 2	7,952 円	761	796 円	1,591 円	2,386 円

※要支援 1 の人は利用することができません。

※居住費・食材料費・理美容代・おむつ代・その他の日常生活費は保険給付対象外となり、自己負担となります。
入居時に、民間の住居賃貸の「敷金」にあたる費用と毎月の「生活費」として費用が介護保険一部負担金以外に必要です。
詳細は申し込む事業者に確認してください。

短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護
介護予防：認知症対応型共同生活介護を提供する施設で、短期利用（ショートステイ）できる場合があります。

その他の介護保険サービス

●住宅改修費支給（事前申請が必要です）

要支援・要介護認定を受けている方が、ご本人の心身状況や居住環境などから住宅改修が必要と認められ、以下の要件を満たす場合に費用の一部（同一対象者につき、支給限度基準額は 20 万円で、改修に要した費用の利用者負担（１割～３割）をのぞく９割～７割）が支給されます。

◆被保険者が現に居住する住宅であり、住民票の住所であること

◆着工前に介護保険課に事前申請をして改修内容が認められた上で、有効期限内に工事が完了していること

対象となる住宅改修「住宅改善・福祉用具活用のてびき」をあわせてご参照ください。

① 手すりの取り付け
② 段差の解消
③ 滑り防止や円滑な移動のための床等への変更
④ 引き戸等への扉の取り替え
⑤ 和式から洋式便器への取り替えなど
⑥ ①～⑤の工事に伴って必要となる付帯工事

注意点

・領収書記載日時点における負担割合を適用します。
・事前申請なしに行われた改修については、支給対象となりません。住宅の改修を行う場合には、必ず事前にケアマネジャーに相談の上で手続きをしてください。
・自宅が本人所有でない場合などは、事前に所有者の承諾がなければ改修できません。事前に承諾書をもらい、申請時に必ず添付してください。

●特定福祉用具購入費支給

要支援・要介護認定を受けている方が、居宅での自立支援や介護者の負担を軽減することを目的として、下記にあげる特定福祉用具を購入した場合、費用の一部（同一対象者につき、支給限度基準額は同一年度内に10 万円。購入に要した費用の利用者負担（１割～３割）をのぞく９割～７割）が支給されます。

対象となる特定福祉用具「住宅改善・福祉用具活用のてびき」をあわせてご参照ください。

① 腰掛便座（据え置き式便座・補高便座など）
② 特殊尿器（自動排泄処理装置の交換可能部品など）
③ 入浴補助用具（シャワーチェア・浴槽用手すりなど）
④ 簡易浴槽
⑤ 移動用リフトのつり具の部分
⑥ 排泄予測支援機器

注意点

・福祉用具販売指定事業者以外で購入された場合については、支給対象となりません。特定福祉用具を購入する場合には、必ずケアマネジャーと相談し、販売事業者が指定を受けているかどうかの確認をしてください。

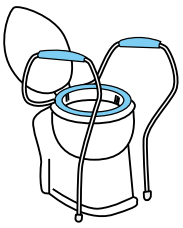

詳しくは、
「住宅改善・福祉用具活用のてびき」
をご覧ください。

住宅改修・特定福祉用具購入・福祉用具貸与について、サービスの内容と利用方法などを詳しく紹介しています。
介護保険課窓口で配布しています。

●福祉用具貸与

要支援・要介護認定を受けている人が、居宅での自立支援や介護者の負担を軽減することを目的として給付を受けることができます。

ケアプランに基づいて、都道府県から指定を受けた業者よりレンタルできる仕組みになっています。担当のケアマネジャーにご相談ください。

※貸与に要した費用の９割～７割相当額が支給されますが、支給限度額はその人の要介護度によって異なります。

対象となる福祉用具

「住宅改善・福祉用具活用のてびき」をあわせてご参照ください。

★マークについて、原則要支援１・２、要介護１の人は利用できません。
ただし、認定調査における基本調査結果または医師の医学的所見に基づいて例外的に貸与が可能な場合がありますので、詳しくは、担当ケアマネジャーにご相談ください。

★ ① 車いす
★ ② 車いす付属品
★ ③ 特殊寝台
★ ④ 特殊寝台付属品
★ ⑤ 床ずれ防止用具
★ ⑥ 体位変換器
⑦ 手すり
＊ ⑧ スロープ
＊ ⑨ 歩行器
＊ ⑩ 歩行補助つえ
★ ⑪ 認知症老人徘徊感知器
★ ⑫ 移動用リフト(つり具部分を除く)
⑬ 自動排泄処理装置

（※⑬について、便を自動吸引するものは、原則要介護４・５の人以外利用できません。）

＊のうち「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖（松葉杖を除く）」「多点杖」は貸与と販売の選択可。

●伊丹市だけの在宅サービス（市町村特別給付）

市独自制度として、認知症の人の在宅の見守り・話し相手・外出介助（散歩等）のサービスを行っています。
問い合せ先：担当ケアマネジャー、地域包括支援センター（裏表紙参照）

認知症高齢者見守り等サービス

目　的	在宅の認知症高齢者に対し、見守り介助などを訪問介護事業所が行うことで、家族介護者の負担を軽減し、本人の在宅生活の継続を支援する。
内　容	保険給付、総合事業の対象とならない次のようなサービス内容 ①見守り　②話し相手　③外出介助（通院介助を除く散歩等）
対象者	市内に居住する、伊丹市の介護保険被保険者であり、下記の要件⑴～⑶のいずれも満たす方。 ※⑵に関しては、いずれかの状態であれば可 ⑴ 要介護または要支援の認定を受けている方 ⑵ ①何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している方 ②日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられるが、誰かが注意していれば自立できる方 ③日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする方 ⑶見守り等サービスを利用することにより安定した在宅生活の継続が見込まれる方
利用回数	30 分単位で、1 回 4 時間まで。1 ヵ月 16 時間まで利用可。 ※対象者の状況に応じて、利用できる範囲は異なります。
利 用 料	30 分あたり 1,500 円（利用者負担 250 円、市支給額 1,250 円）

Q. 認知症高齢者見守り等サービスはどのようなことができるの？

A. 介護保険では対象にならない、例えば次のようなことが給付対象になります。
○家族が買い物等で留守中の見守り、話し相手
○近所を散歩する際の外出介助
○室温の確認や水分・食事摂取などの声掛け
詳細は担当ケアマネジャー、地域包括支援センターにお問い合わせください。

Q. 認知症高齢者見守り等サービスはだれが提供してくれるの？

A. 市内に住所のある指定訪問介護事業所・指定第１号訪問介護事業所の訪問介護員が行います。

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

地域支援事業は、介護保険制度の中で保険給付の事業と併せて、高齢者が地域で自立した日常生活を営めるよう支援する事業です。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、および市町村の選択により実施する「任意事業」から構成されます。このうち、「介護予防・日常生活支援総合事業」では、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」が行われます。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

平成 28 年度まで介護予防給付として全国一律の基準や報酬単位で行なわれてきた「訪問介護」と「通所介護」を、伊丹市の独自基準で実施します。

一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発を行います。また、住民主体の介護予防活動を育成・支援します。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

65 歳以上のすべての方※

まずは地域包括支援センター（裏表紙参照）にご相談ください！

要介護認定

- 要支援１・２の人（更新時）
- 非該当の人

利用できる事業の判定

基本チェックリスト*などで、生活機能が低下しているかどうかを判断し、利用できる事業を判定

- 介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）
  - 介護予防サービスや、介護予防・生活支援サービス事業を利用するためのケアプランを作成 → 介護予防サービスを利用（介護予防給付）
  - 介護予防・生活支援サービス事業を利用するためのケアプランを作成 → 介護予防・生活支援サービス事業を利用
- 自立した生活が送れる人 → 一般介護予防事業を利用

（介護予防・生活支援サービス事業を利用／一般介護予防事業を利用：介護予防・日常生活支援総合事業）

※医療保険に加入している 40 歳以上 65 歳未満の方で、特定疾病が原因となって支援を必要とされる方が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、要支援１・2の認定を受けることが必要です。（事業対象者には該当しないため）

*「基本チェックリスト」は、生活機能低下の有無を確認するためのチェックリストです。

●介護予防・日常生活支援総合事業の種類と内容

■介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・２の方
事業対象者

要介護・要支援認定で「要支援１・２」に認定された人および基本チェックリストなどにより「サービス事業対象者」に判定された人が対象です。

●自宅に訪問してもらう

従前相当訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー（訪問介護員）による調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。

※平成 28 年度まで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービスです。

費用のめやす（地域別単価　10.7 円／単位）

計画に位置づけた回数	サービス区分	基本報酬単位	月の上限単位数
週１回程度	標準的なサービス	287 単位／回	1,176 単位 / 月
	20 ～ 45 分の生活援助	179 単位／回	
	45 分以上の生活援助	220 単位／回	
週２回程度	標準的なサービス	287 単位／回	2,349 単位 / 月
	20 ～ 45 分の生活援助	179 単位／回	
	45 分以上の生活援助	220 単位／回	
週２回超	標準的なサービス	287 単位／回	3,727 単位 / 月
	20 ～ 45 分の生活援助	179 単位／回	
	45 分以上の生活援助	220 単位／回	

※この他にも加算があります

基準緩和訪問型サービス

伊丹市が独自に定めた基準（緩和された基準）で提供される訪問型サービスです。

特徴①生活援助ホームヘルパー（市の指定する研修を受けた者）がサービスを提供できます。
特徴②提供されるサービスは、生活の手伝いを行うサービス（掃除、洗濯、買物、食事作りなど）のみです。
　　身体に直接触れて行うサービス（入浴や着替え、おむつ交換など）は行いません。
特徴③「従前相当訪問型サービス」より利用料が低額になっています。

費用のめやす（地域別単価　10.7 円／単位）

＜１回＞	サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
週１回程度	2,343 円	219	235 円	469 円	703 円
月４回超の場合<月額>	10,058 円	940	1,006 円	2,012 円	3,018 円
週２回程度	2,343 円	219	235 円	469 円	703 円
月８回超の場合<月額>	20,212 円	1,889	2,022 円	4,043 円	6,064 円
週２回超	2,343 円	219	235 円	469 円	703 円
月12回超の場合<月額>	30,355 円	2,837	3,036 円	6,071 円	9,107 円

※この他にも加算があります

●施設に通う

従前相当通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排泄、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能の向上、口腔機能の向上といった選択サービスを受けることができる施設もあります。

※平成 28 年度まで介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同等のサービスです。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜１回＞			サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
3時間以上	要支援１・事業対象者	週１回程度	4,556 円	436	456 円	912 円	1,367 円
		月4回超の場合<月額>	18,789 円	1,798	1,879 円	3,758 円	5,637 円
	要支援２・事業対象者	週２回程度	4,671 円	447	468 円	935 円	1,402 円
		月8回超の場合<月額>	37,839 円	3,621	3,784 円	7,568 円	11,352 円
＊3時間未満	要支援１・事業対象者	週１回程度	3,187 円	305	319 円	638 円	957 円
		月4回超の場合<月額>	13,156 円	1,259	1,316 円	2,632 円	3,947 円
	要支援２・事業対象者	週２回程度	3,270 円	313	327 円	654 円	981 円
		月8回超の場合<月額>	26,490 円	2,535	2,649 円	5,298 円	7,947 円

＊ 令和８年６月１日から適用

※ この他にも加算があります

基準緩和通所型サービス

伊丹市が独自に定めた基準（緩和された基準）で提供される通所型サービスです。

特徴①入浴・食事・専門職による機能訓練は、原則提供されません。

特徴②「従前相当通所型サービス」より短時間で利用料が低額になっています。

費用のめやす（地域別単価　10.45 円／単位）

＜１回＞		サービス費用（10 割）	単　位	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
要支援１・事業対象者	週１回程度	3,636 円	348	364 円	728 円	1,091 円
	月4回超の場合<月額>	15,027 円	1,438	1,503 円	3,006 円	4,509 円
要支援２・事業対象者	週２回程度	3,636 円	348	364 円	728 円	1,091 円
	月8回超の場合<月額>	29,270 円	2,801	2,927 円	5,854 円	8,781 円

※この他にも加算があります

■一般介護予防事業 65歳以上のすべての方

市内在住のおおむね65歳以上のすべての高齢者を対象とした、介護予防のための取り組みです。

いきいき百歳体操

「座る」、「立つ」、「階段の上り下り」、「物を持ち上げる」など生活の動作に役立つ〝筋肉運動〟を中心とした体操です。運動不足が解消でき、認知症予防にも効果があると考えられています。地域の仲間と活動することで、楽しく運動を続けることができます。

対象者	市内在住の高齢者
窓　口	介護保険課・最寄の地域包括支援センター(裏表紙参照)

福祉サポーターポイント事業

市が受入機関として登録する福祉施設で福祉サポーター活動(※)をすることにより、ポイントが付与されます。貯まったポイントは、申請により1ポイントを50円として現金に還元されます。
・ポイント付与のしくみ：活動1時間で1ポイント付与
（1日2ポイント、年100ポイントが上限）

※福祉サポーター活動とは
介護施設や保育所などの施設利用者のお話相手や洗濯物整理等利用者の日常生活を補助する活動、趣味の活動のサポート、レクリエーション指導など

対象者	市内在住の18歳以上の人 (活動をされる前に「福祉サポーター」として登録する必要があります。)
助成金交付の上限	年間　5,000円
窓　口	伊丹市ボランティア・市民活動センター(いたみいきいきプラザ1F) (TEL：780-1045)

いきいき健康大学

心身の健康づくりに自ら取り組めるよう、健康について学ぶ機会を提供します。

対象者	市内在住の高齢者
利用料	無料
会　場	市内公共施設など。 (広報伊丹・ホームページ参照)
窓　口	介護保険課

健康教育事業

心身の健康づくりに自ら取り組めるよう、老人会や自治会、ふれあいサロンなどからの要請に応じて講師を派遣し、健康について学ぶ機会を提供します。地域の人々に関心が深く身近なテーマとなるように、依頼側との話し合いの中で講座内容を決定します。

対象者	市内在住の高齢者
利用料	無料
会　場	ご用意していただく必要があります。(要調整)
窓　口	最寄の地域包括支援センター (裏表紙参照) 介護保険課

在宅生活の支援（伊丹市独自施策）

住み慣れた地域で生活を続けるためにさまざまな施策を展開しています。

●年末調整・確定申告にかかる証明書の発行

障害者控除対象者認定書の発行

所得税、市県民税の障害者控除対象者認定書を交付します。
・普通障害の認定対象：要支援、要介護 1～3
・特別障害の認定対象：要介護 4・5
【必要なもの】
・本人が申請する場合：介護保険証
・代理人が申請する場合：対象者の介護保険証、代理人の本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカードなど本人確認ができる書類）

対象者	介護認定を申請し、要介護または要支援と認定された 65 歳以上の人。 ※基本チェックリストで「総合事業対象者」となった人は、障害者控除対象者認定は受けられません。 ※控除の基準日（12 月 31 日）までに要支援または要介護の認定を受けている人が対象です。
利用料	無料　※郵送、オンラインでの申請は郵送料が必要です。
窓　口	地域・高年福祉課 オンライン申請が可能です

おむつの使用証明書に代えた簡易な証明書の発行

おむつの使用に伴う所得税、市県民税の医療費控除を受けるための証明書です。令和6年分以降の確定申告より、要件を満たす場合に限り、医療費控除が初回でも税務署で配布し、医療機関が証明する「おむつ使用証明書」の代わりに、介護保険課で発行する簡易な証明書の添付が可能になりました。（要件に該当しない場合や、令和5年分以前の確定申告で医療費控除が初回の場合は、従来通り「おむつ使用証明書」を使用した医療機関での証明が必要です。）

対象者	要介護認定の主治医意見書で、①②の両方が確認できる人　①寝たきり状態　②尿失禁発生（または可能性）か失禁への対応としてカテーテル使用の記載
利用料	無料
窓　口	介護保険課

●物品の給付・貸与

日常生活用具の給付

身体機能の低下に伴い支援を必要とする高齢者に日常生活用具（電磁調理器、自動消火器）の給付を行います。

対象者	65 歳以上のひとり暮らしまたは寝たきり（給付品目によって条件が異なります。）で支援が必要な、生活保護受給世帯もしくは所得税非課税世帯の人
利用料	無料
窓　口	問い合わせ先：市地域・高年福祉課 申　込　先：担当ケアマネジャー （担当ケアマネジャーがいない方は、最寄りの地域包括支援センターへ）

緊急通報システム（命のペンダント）

家庭内において急病や事故等における緊急時に、貸与された命のペンダントを押すと、電話回線を通じて監視センターに連絡が入り、センターから近隣協力員に連絡が入るシステムになっています。利用に際しては、監視センターからの連絡を受け、利用者のところに駆けつけてもらう、近隣協力員が３人必要です。

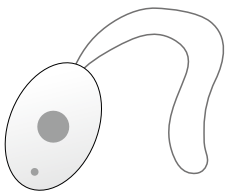
（タテ約6.5㎝×ヨコ約4.3㎝）

※近隣協力員が３人いない場合は、右記窓口にご相談下さい。

対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び寝たきり高齢者またはこれに準ずる高齢者と同居する高齢者のみの世帯、重度身体障害者等
利用料	所得税課税世帯は 500 円／月 機器の使用に必要な電気料及び電話の通話料は自己負担
窓　口	申込みは地域の民生委員・児童委員 問合せは社会福祉協議会 （TEL：785-0860） 又は地域・高年福祉課

救急情報安心キットの配布

かかりつけ医や持病などの医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管、救急隊などがその情報を活用し、迅速な救命活動に役立てるキットです。

対象者	65歳以上のひとり暮らしまたはいずれかの年齢が 75 歳以上の２人暮らしの人
利用料	無料
窓　口	地域・高年福祉課、地域包括支援センター、最寄の支所・分室（裏表紙参照）

●高齢者の日常支援

住宅改造助成事業

日常生活を営むのに支障のある高齢者・障がい者等が、生涯にわたり住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、既存の住宅への改造の指導や費用を助成します。

助成の対象となる改造

手すりの取付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化などのための床材の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器等への取替えなど。
ただし、新築時における改造や便所の水洗化工事は対象になりません。

注　意　点

・介護保険の住宅改修（P.28 参照）、障害者総合支援法における地域生活支援事業に位置づけられている日常生活用具給付事業の対象となる住宅改修が、それぞれ優先され、一体的に実施します。
・助成限度額があります。
・所得によって助成率が異なります。

対象者	(1)～(3)のいずれかに該当する人のための住宅改造を必要とする世帯。ただし原則として公営住宅に居住する世帯を除きます。 (1)介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた人 (2)身体障害者の手帳の交付を受けた人 (3)療育手帳の交付を受けた人
利用料	相談は無料
窓　口	担当ケアマネジャーまたは 伊丹市社会福祉事業団 （TEL：775-3721） ※工事着工後の申請は認められません。 必ず事前にご相談ください。

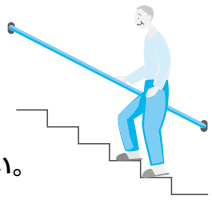

福祉タクシー利用券

車いすまたはストレッチャーによる移動を必要とする人に月４枚（年間 48 枚）の初乗り基本料金分のタクシー利用券を交付します。
【注意点】
①市バス特別（無料）乗車証との重複交付は行いません。
②１乗車につき１枚のみ使用できます。
③要介護４または５の認定による要件での交付を希望する人は、施設入所・入院されている場合は対象になりません。

対象者	(1)要介護４又は５の認定を受けた 65 歳以上の在宅寝たきり高齢者 (2)下記①～③いずれかの手帳の交付を受けた人 ①身体障害者手帳１，２級 ②療育手帳Ａ判定 ③精神障害者保健福祉手帳１級
窓　口	地域・高年福祉課

市バス特別（無料）乗車証

高齢者や障がい者等の社会参加を促進するため、伊丹市バスが無料になる特別乗車証を交付します。「市バス特別（無料）乗車証」と「福祉タクシー利用券」のどちらにも該当する人は、どちらか一方を選択してください。

対象者	(1)市内に継続して１年以上居住している満 70 歳以上の人 (2)下記①～④いずれかの手帳の交付を受けた人 ①身体障害者手帳１～４級 ②療育手帳 A，B1 判定 ③精神障害者保健福祉手帳１，２級 ④被爆者健康手帳または戦傷病者手帳（所得制限あり）
窓　口	地域・高年福祉課

買い物支援事業

住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、市内に住む一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の買い物を支援するサービスを行う事業者（買い物支援協力店）を一覧表にまとめ、情報提供しています。

対象者	日常の買い物が困難な高齢者等
窓　口	最寄の地域包括支援センター （裏表紙参照） 地域・高年福祉課

生活支援ショートステイ事業

一時的に養護が必要な高齢者に対して、「松風園」の空き部屋を活用して一時的に宿泊し、適切な施設サービスを提供します。

対象者	市内在住で介護保険の「要介護」「要支援」に該当しない、おおむね65歳以上の高齢者で、日常生活において何らかの不安のある人。
利用料	950円／１日（生活保護世帯は利用料なし。　食事代別途負担）
場　所	松風園（中野北４丁目2-11）
窓　口	地域・高年福祉課

伊丹市福祉権利擁護センター

○権利擁護に関する相談：弁護士・司法書士などの専門家と連携し、相談・支援を行います。
○成年後見制度申立支援：成年後見制度利用の相談や申立て支援を行います。

問合せ先	伊丹市福祉権利擁護センター （TEL：744-5130）

成年後見制度利用支援

判断能力のない人、または不十分な人の保護を図り、申立てなどに必要な費用、成年後見人などの報酬を補助します。

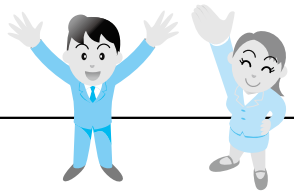

対象者	成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがなく、申立を行うことが困難な人、または本人の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な人
窓　口	最寄の地域包括支援センター （裏表紙参照） 地域・高年福祉課

家族介護の支援

介護をする家族の精神的負担の軽減を図り、在宅生活の継続向上を図ります。

家族介護教室

介護者の健康づくり、介護方法や介護予防等についての知識・技術を習得するための教室を、基幹型を除く９ヵ所の地域包括支援センターが各々、年２回程度開催しています。

対象者	高齢者を介護している家族や近隣の援助者など
利用料	無料
窓　口	最寄の地域包括支援センター （裏表紙参照）

家族介護用品支給（おむつ支給）

利用対象者に対し、介護用品（おむつ、尿取りパッド等）を支給します。

対象者	介護保険の要介護４又は５と判定された失禁のある在宅高齢者を介護している人で、その世帯全員が市民税非課税である人（生活保護の被保護世帯を除く）
利用料	費用の１割（月額690円が限度） ※費用の月額上限が 6,900 円
窓　口	問い合わせ先：市地域・高年福祉課 申　込　先：担当ケアマネジャー （担当ケアマネジャーがいない方は、最寄りの地域包括支援センターへ）

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症高齢者等が徘徊した場合、早期に発見できる仕組み（GPS）を活用して、その居場所を家族等に伝え、事故の防止等を図ります。

対象者	徘徊の見られる認知症高齢者等を介護している家族
利用料	機器は貸与、月額の基本料金 1,320 円（税込）と検索費用 1回 220 円（税込）は利用者が負担
窓　口	問い合わせ先：市地域・高年福祉課 申　込　先：担当ケアマネジャー （担当ケアマネジャーがいない方は、最寄りの地域包括支援センターへ）

高齢者等位置情報通知サービス（まちなかミマモルメ）

認知症高齢者等が小型の発信器を持つことで、家族（保護者）に現在地を速やかに通知し、事故の防止等を図ります。

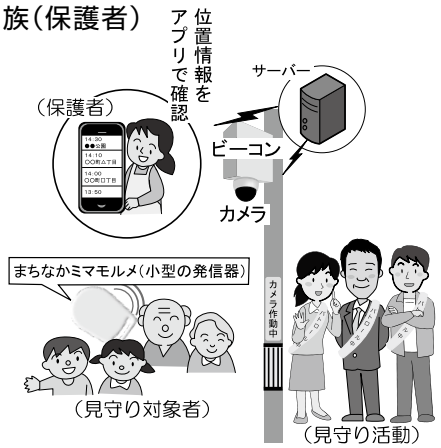

対象者	徘徊するおそれのある、認知症高齢者等を介護している家族
利用料	当面の間は無料 （初期登録料 2,620 円と、月額利用料 440 円（いずれも税込）を、市や㈱ミマモルメで負担）
窓　口	問い合わせ先：市地域・高年福祉課 申　込　先：担当ケアマネジャー （担当ケアマネジャーがいない方は、最寄りの地域包括支援センターへ）

さがしてメール（徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業）

認知症高齢者等の所在が不明となり、行方不明届が警察署に提出された場合、あらかじめ登録された対象者の年齢、身体的特徴、服装、所在が不明となった日時、場所等の情報を協力ボランティアに対してメール配信及び LINE し、行方の把握を図ります。

対象者	徘徊するおそれのある、認知症高齢者等を介護している家族
利用料	無料
窓　口	問い合わせ先：市地域・高年福祉課 申　込　先：担当ケアマネジャー （担当ケアマネジャーがいない方は、最寄りの地域包括支援センターへ）

介護マークの配布

家族介護者を理解していただくために、介護マーク名札を配布しています。

○介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
○公共施設や商業施設などのトイレで異性の要介護者に付き添うとき
などにご利用いただけます。

対象者	次のいずれかに該当する人を介護している家族等。 市内在住の ▷要介護・要支援認定を受けている人 ▷障害者手帳等の交付を受けている人 ▷その他介護が必要な人
利用料	無料
窓　口	地域・高年福祉課、 最寄の地域包括支援センター （裏表紙参照） ※介護が必要なことがわかるもの（介護保険証や障害者手帳など）が必要

～認知症について知る～

認知症支援についてまとめたパンフレットや、認知症サポーター養成講座をご活用ください。

● 認知症サポーター養成講座

◇認知症サポーターとは

認知症への正しい知識を持ち、認知症の人や家族をあたたかく見守る応援者です。

認知症や認知症の方への接し方を学ぶ、「認知症サポーター養成講座」を受講することで、どなたでもなることが出来ます。

受講者には、認知症サポーターの証である「オレンジリング」または「認知症サポーター・カード」をお渡し致します。

◇「認知症サポーター養成講座」を受講するには

「認知症サポーター養成講座」は希望されるグループや団体に対し、随時開催する他、個人で参加できる講座（一般募集講座）も開催します。

【問合せ先】介護保険課・地域包括支援センター（裏表紙参照）

認知症サポーターになりませんか？

● 伊丹市『認知症おたすけガイド』
～住み慣れた地域で過ごし続けるために～

認知症の基本知識と伊丹市で受けられる支援をまとめたパンフレットです。

【配布場所】介護保険課・地域包括支援センター（裏表紙参照）

その他のサービス（インフォーマル・サポート）

高齢者の生活を支えるサービスや地域福祉活動についてご紹介します。

社会福祉協議会が実施・支援している事業等

地域ふれ愛福祉サロン事業

問合せ先	伊丹市社会福祉協議会 （TEL：785-0860）

ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者、障がいのある方等と地域のボランティアが身近な場所でつどい、交流や仲間づくりを進めることを目指した取り組みです。茶話会や食事会、レクリエーション等、地域の特性に合わせて実施しています。
また、住民同士のつながりづくりなどを目的に、参加者を限定せず近隣にお住まいの方等だれでも自由に参加できる「地域交流カフェ事業」を実施しています。

参加費	100円～700円 （実費程度）

友愛電話訪問事業

問合せ先	伊丹市社会福祉協議会 （TEL：785-0860）

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、その他地域での見守りを必要とする人などを対象に、週１回程度、話し相手・安否確認を目的に、ボランティアによる定期的な電話訪問を実施しています。

実施日時　毎週 月～金　10：00～12：00
　　毎週 月・火・木・金　14：00～16：00　（祝日、年末年始を除く）

地域助けあい活動の相談

問合せ先	伊丹市社会福祉協議会 （TEL：785-0860）

高齢者や障がい者をはじめ、支援が必要な方の地域生活を支えることを目的に、ごみ出しや買い物、電球交換、話し相手などのちょっとしたお困りごとに、地域ボランティアが近隣共助の精神でお手伝いする地区ボランティアセンター（助けあいセンター）活動を11小学校地区で実施しています。

コミュニティワーカー（兼 生活支援コーディネーター）への相談

問合せ先	伊丹市社会福祉協議会 （TEL：785-0860）

地域の福祉サロンや地区ボランティアセンター等の住民が取り組む地域福祉活動は、地域によってさまざまです。社会福祉協議会のコミュニティワーカーは、住民の主体的な活動のサポート役として、地域福祉活動の立ち上げや運営等に関する各種相談に応じています。地域福祉活動への参加や、ボランティア依頼、見守り、支え合い活動等については、社会福祉協議会のコミュニティワーカーまで気軽にご相談ください。

伊丹市ボランティア・市民活動センター

問合せ先	伊丹市ボランティア・市民活動センター （TEL：780-1045）

ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を「必要としている人」と「活動している人（団体）」、「活動したい人」をつなげるお手伝いをしています。
○介護予防に有効と言われる、趣味や特技を生かした活動や社会参加の機会として、ボランティア活動を始めたい人への活動紹介や学びの場の提供など、ボランティアに関する相談に応じます。
○「こんなことで困っている」、「ボランティアをお願いしたい」人には、登録ボランティアの紹介や必要に応じた情報の提供、新たなボランティアでの対応を検討します。

家族の会（当事者会）

当事者（本人や家族）同士が集い、交流する場です。心身共にリフレッシュできるよう悩みを語り合ったり、情報交換や親睦を図っています。

問合せ先	伊丹市社会福祉協議会 （TEL：785-0860）
ほほえみの会 （伊丹市認知症等介護者家族会）	認知症や身体的に介護が必要な高齢者等を介護する家族会 ①定例会　（活動日）第２水曜日　10：30 ～ 12：30 （場　所）いたみいきいきプラザ（※） （※）令和８年７月以降は、伊丹市立障害福祉センターにて実施 ②オレンジカフェ「ほほえみ」 （活動日）第４土曜日　14：00 ～ 16：00 （場　所）伊丹市立障害者福祉センター
伊丹市男性介護者会 きたいの会	認知症等の家族を介護する男性の家族会 （活動日）第１金曜日　13：00 ～ 15：00 （場　所）いたみいきいきプラザ（※） （※）令和８年７月以降は、スワンホールにて実施

車いすの貸し出し

市民を対象に、車いすの一時的な貸し出しをしています。
※２ヵ月以上の貸出についてはご相談下さい。

問合せ先	伊丹市社会福祉協議会（アイ愛センター） TEL：772-0221　FAX：780-2897		
	料金（１日）	料金（１ヵ月）	備考
	100円	1,000円	自走式、介助式の２種類があります。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者など判断能力に不安がある方を対象に、生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等をお手伝いします。

問合せ先	伊丹市社会福祉協議会 （TEL：787-6004）
対象者	軽度の認知症高齢者など。
利用料	500円／時間

社会福祉事業団が実施しているサービス　問合せ先　TEL：775-3721

財産保全・日常的金銭管理等サービス事業

【保全サービス】
・証書や通帳を銀行の貸金庫にて保管します

【日常的金銭管理サービス】
・生活費として使用する預貯金の出入金
・福祉サービスの利用料・税金・公共料金の口座振替契約の締結、変更、解約手続き
・入退院時の代金支払い手続き等

【福祉サービス等手続き支援サービス】
・福祉サービス・療養看護の利用に関する手続き
・入退院の事務手続き（身体介護、生活援助サービスは含みません、入院時の保証人にはなれません）

対象者	下記の要件をすべて備えている市内在住の人が対象となります ・介護保険の要支援・要介護認定を受けている人または１・２級の身体障害者手帳の交付を受けた人。または、これに準ずると事業団が認めた人 ・身体的状況等により外出等が困難な人 ・経済的な理由により一般的な財産保全・管理サービスの利用が困難な人 ・在宅のひとり暮らしまたはこれと同等な人 ・契約についての意思確認ができ、判断能力のある人
利用料	①財産保全サービス利用料 月額 1,000円 ＋ 消費税 ②日常的金銭管理サービス利用料 １回 2,000円 ＋ 消費税 ③福祉サービス等手続き支援サービス １回 2,000円 ＋ 消費税 ※②③については、市民税非課税または生活保護受給者の方は １回 1,000円 ＋ 消費税となります その他、事業の利用に関し必要となる経費は実費です

法人後見事業

任意後見事業	対象者	伊丹市内に居住し、契約時に判断能力があることを確認でき、管理する財産を保有している概ね 65 歳以上の高齢者または障がいをもつ人。
	事　務	契約は「公正証書」により締結します。任意後見監督人が選任された後、後見人として契約に定められた事務を開始します。
法定後見事業	対象者	伊丹市内に居住し、認知症高齢者・知的障害者等で判断能力がない又は不十分な人で、適切な法定後見人等が得られない人。 家庭裁判所からの選任により事務を開始します。
	事　務	（１）補助及び保佐：家庭裁判所により付与される同意権及び代理権に係る事務。 （２）後見：被後見人等の心身の状態及び生活の状況に応じて必要と認めるもの。

介護人材の確保に向けた取り組み

本市では、介護人材の確保に向けた様々な取り組みを行っています。

● 介護コンシェルジュ

「介護の仕事ってどんな仕事？」「給料や勤務体系は？」「介護の仕事を続けていけるか不安」など、介護に関するご相談なら何でもお気軽にご相談ください。

【問合せ先】伊丹市介護コンシェルジュ
（TEL：784-9987
伊丹市社会福祉事業団総務課内）

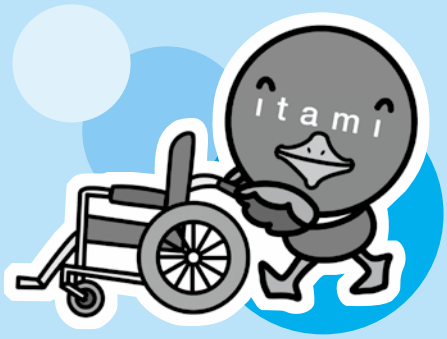

伊丹市マスコット　たみまる

● 実務者研修等受講費用補助制度

実務者研修・介護職員初任者研修・生活援助従事者研修の受講費用に対して補助（上限６万円）を行います。条件がありますので、事前にお問合せください。

【問合せ先】介護保険課
（TEL：784-8037）

● 生活援助ヘルパーの養成

生活援助ヘルパー（※）として働くための研修を実施しています。また、研修受講後の就業支援も行っています。

まずは、下記にお問合せください。

（※身体介護を伴わない生活援助限定の訪問型サービスを提供できます。）

【問合せ先】伊丹市介護コンシェルジュ
（TEL：784-9987
伊丹市社会福祉事業団総務課内）

介護保険施設以外の居住施設など

自宅以外の場所で、住み慣れた地域での生活の継続を支援します。

養護老人ホーム

65 歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させ、養護する施設です。

◆養護老人ホーム松風園　（定員 50 人）
伊丹市中野北４丁目 2-11

（窓口）地域・高年福祉課　TEL：784-8099

有料老人ホーム

利用者に入浴、排泄もしくは食事の介護、またはその他の日常生活上必要な支援などを行う施設です。介護付・住宅型・健康型の３形態があります。

介護付…施設の職員が介護サービスを提供する（事業者が介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている。）
住宅型…介護が必要になった場合、外部の事業者の提供する介護サービスを利用する。
健康型…介護の必要のない、独立して生活ができる高齢者のための施設。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

60 歳以上で身体機能の低下が認められる人やひとり暮らしに困難が認められる人で、親族による援助を受けることが困難な人が利用できる施設です。

◆ケアハウス「しあわせ」（伸幸苑内）　（定員30人）
伊丹市寺本６丁目 150　TEL：778-6765

◆ケアハウス「ケイ・メゾンときめき」　（定員30人）
伊丹市森本１丁目 8-19　TEL：777-0771

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいです。国の定める一定の基準を満たす場合に、事業者の申請により都道府県等が登録を行います。登録された住宅情報は都道府県等の担当窓口で閲覧することができ、また下記ホームページでも公開されています。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム
http://www.satsuki-jutaku.jp
サービス付き高齢者向け住宅　問合せ窓口
[兵庫県]公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
TEL：(078)252-3982　FAX：(078)252-0096（建築防災課）

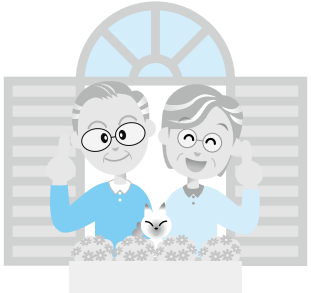

介護サービスご利用の皆様へのお願い

介護サービス事業者は、利用者やご家族等との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けることができるように努めています。

一方で、近年、介護現場において利用者やご家族等から介護職員に対するハラスメント行為が問題となっています。サービスを継続して円滑に利用するために、ハラスメント防止に皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

これらは **ハラスメント行為** です

※認知症等の病気または障害の症状による言動については、症状に応じた適切な治療・ケアが提供できるよう、医師・ケアマネジャー等と連携を図って参ります。

介護サービス利用にあたってご理解・ご協力をお願いします

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、かかわった介護職員の心身に悪影響を与えます。状況によっては、契約条項や重要説明事項に基づき介護サービスの提供が終了となる場合がありますので、ご留意をお願いします。

ハラスメントの具体例

分　類	内　容	例
1 身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	**ものを投げつける／つばを吐く／たたく／つねる／手を払いのける／蹴る**
2 精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	**大声を出す／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する／威圧的な態度で文句を言う／無視する**
3 セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為	**必要もなく手や腕をさわる／抱きしめる／ヌード写真を見せる／性的な話をする／下半身を丸出しにする**
4 その他	悪質クレームやストーカー行為など	**特定の職員につきまとう／長時間の電話／利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる**

※認知症等の病気または障害の症状として現われた言動は除く
（「介護現場におけるハラスメント事例集」令和２年度厚生労働省補助事業参照）

1年間に利用者・家族等からハラスメントを受けたことがある職員

2~4割

※「介護現場におけるハラスメントへの対応に関する調査研究報告書」（令和２年度厚生労働省補助事業）

介護事業所等で介護職員の人材不足を実感

7割

※「介護労働実態調査」（令和２年度公益財団法人介護労働安定センター実施調査）

兵庫県の高い高齢化率

令和6年
平成9年 14.8%➡ **29.5%**

※「高齢化率の推移」（高齢者保健福祉関係資料）

高齢化が進み介護需要が高まる一方、介護人材は不足しています。
ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、介護職員が安心して働ける環境を整えることは、皆さまへの適切な介護サービスの提供につながります。
住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、利用者一人ひとりが介護サービスの適切な利用にご協力ください。

兵庫県マスコットはばタン

発行課　**兵庫県福祉部高齢政策課**

※「訪問看師・訪問介護員が受ける力等対策マニュアル」（平成30年3月発行、兵庫県委託事業）
及び「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（平成31年3月発行、厚生労働省補助事業）を参考に作成

高齢者の相談窓口

連絡先は裏表紙参照 ➡

まずは地域包括支援センターにご相談ください！

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。また、地域の関係機関と連携し生活をサポートする事業や、認知症の人やその家族への支援も行っています。

■地域包括支援センターの主な事業

総合相談

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援をします。

権利擁護

高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害防止を、関係機関と連携して行います。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスが提供されるように、ケアマネジャーへの支援を行います。また、地域住民や関係機関と連携し、高齢者が継続的に住み慣れた地域で暮らせるよう、体制づくりを行います。

介護予防ケアマネジメント

介護が必要な状態になることを予防するために、効果的なサービスや地域の活動を紹介します。

介護保険相談窓口

どんな事でもご相談ください。

相談窓口		住　所	電　話	通常の営業日
伊丹市役所1階	介護保険課	千僧1丁目1番地	784-8037	月～金
	地域・高年福祉課		784-8099	月～金
天神川・荻野地域包括支援センター		荒牧5丁目16-27 伊丹荒牧デイサービスセンター内	777-7002	月～金
稲野・鴻池地域包括支援センター		広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ3階	780-1733	月～金
伊丹・摂陽地域包括支援センター		行基町1丁目98 サテライト型看護小規模多機能居宅介護さくら内	775-2776	月～金
笹原・鈴原地域包括支援センター		南野2丁目3-25 ラスタホール内	773-6223	月～金
桜台・池尻地域包括支援センター		中野西1丁目18 特別養護老人ホームあそか苑内	744-1475	月～金
花里・昆陽里地域包括支援センター		寺本6丁目150 特別養護老人ホーム伸幸苑内	767-9939	月～金
神津・有岡地域包括支援センター		森本1丁目8-19 特別養護老人ホーム協同の苑 ケイ・メゾンときめき内	777-8055	月～金
緑丘・瑞穂地域包括支援センター		北園1丁目19-1 在宅複合型施設ぐろ～りあ内	777-3652	月～金
南地域包括支援センター		中央4丁目5-6 特別養護老人ホームオアシス千歳内	771-8566	月～金
伊丹市地域包括支援センター［基幹型］		広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ2階	787-6797	月～金

＊来所される場合は、事前にお電話にてご確認ください。
＊その他、各サービス事業者には苦情相談窓口が設置されています。

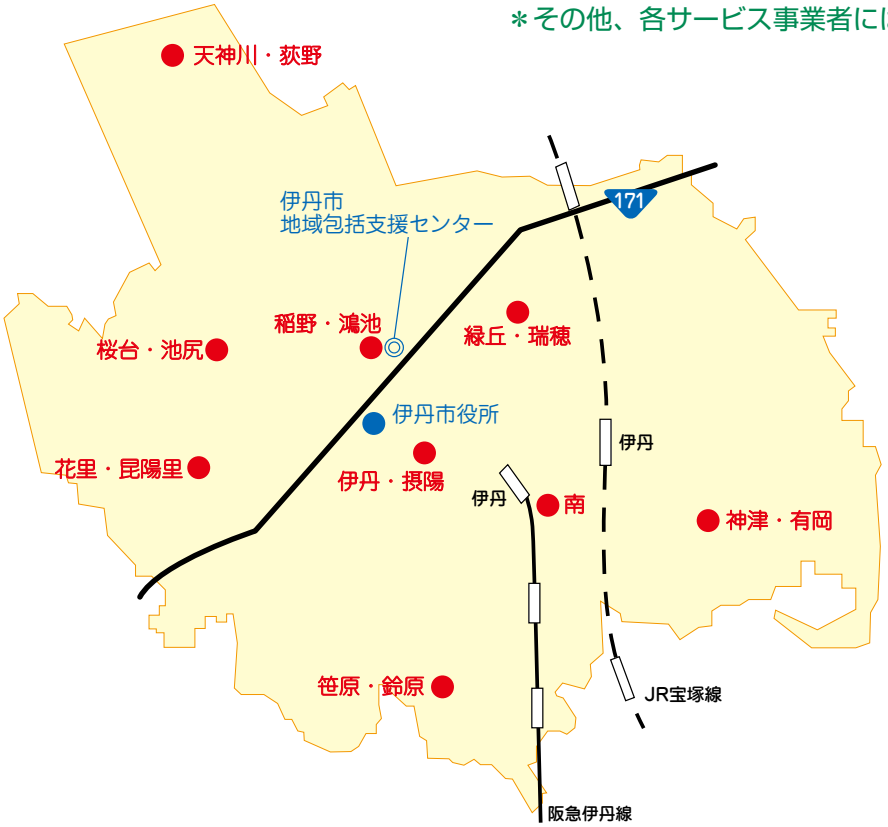

担当地域がご不明な場合は、介護保険課までお問い合わせください。

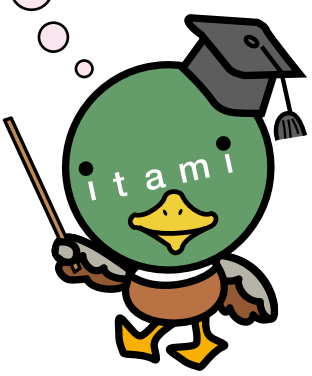

伊丹市マスコット　たみまる

この印刷物は10,000部作成し、印刷経費は1部あたり93.5円です。